

「シヘキサチン」の食品安全基本法第24条第1項及び「アゾシクロチン及びシヘキサチン」の食品安全基本法第24条第2項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という。）第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

「アゾシクロチン及びシヘキサチン」については、アゾシクロチンの分解物がシヘキサチンであること及びポジティブリスト制度導入以前よりシヘキサチンについては農産物については不検出とされていたことから、本制度の導入に当たり「アゾシクロチン及びシヘキサチン」として食品において「不検出」とされる農薬等の成分として規定したところである。今般、評価に必要な資料を収集したことから、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

また、「シヘキサチン」については平成19年2月16日付けで「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づき、残留基準の設定が要請されたことから、法第24条第2項の規定に基づく評価に併せ、第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を上記と合わせて依頼するものである。

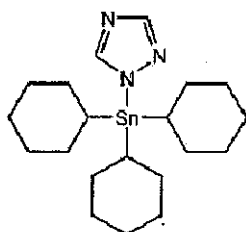
2. 評価依頼物質の概要

アゾシクロチン及びシヘキサチン

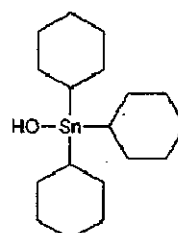
本薬は殺虫剤（ダニ駆除剤）であり、食品衛生法において、食品において「不検出」とされる農薬等の成分であるとして規定されている。今回、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づき、かんきつ類果実等への残留基準の設定が要請されている。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価では、アゾシクロチン及びシヘキサチンに対する許容一日摂取量（ADI）として0.003mg/kg 体重/日と設定されている。

ポジティブリスト制度の導入に際して、食品において「不検出」とされる農薬等の成分であるとして規定した。



アゾシクロチン



シヘキサチン

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。